

ご家族の異動は ありませんか？

ご家族が
就職等をしたら、
当組合に届出が
必要です

被扶養者から
はずれるケース



パート・アルバイト・
年金等の収入が年
間130万円(月平均
108,333円)を
超過する

※60歳以上の方は年間180万円
(月収平均150,000円)



就職などにより
他の健保組合等の
被保険者となった

届出方法

「被扶養者(異動)届」に必要事項を記入し、異動理由の発生日から5日以内に保険証を添付して在籍事業所(出向者の方は出向元)経由にて当組合までお手続きください。任意継続被保険者の方は直接当組合へご提出ください。届出用紙はホームページからダウンロードできます。

結婚して、相手の
健康保険の被扶
養者になる、
同居していた義理
の親と別居した



ご注意
ください!

被扶養者資格から外れた方が当組合の保険証を使用して病院にかかった場合、後日当組合負担分の医療費を返金していただくことになります。医療機関には保険証が変わったことを伝え新しい保険証を提示していただきますようお願いいたします。